

人づくり一本木基金 顕彰事業
令和7年度「ものづくり一本木選奨」実施要領

□ 目的

この要領は、公益財団法人北海道文化財団（以下、「財団」という。）が、「長原 實・スチウレ・エング 人づくり基金」（愛称：人づくり一本木基金）に基づく、顕彰事業の実施に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

□ 顕彰の対象

道内における工芸美術及びものづくり等の分野において、その活動の奨励と振興に資するため、道内に在住又は道内を拠点として活動を行い、その向上発展に関し功績が顕著な個人又は団体等を対象とします。

「工芸美術及びものづくり等の分野」の例示
○ 道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能 地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、建築 等
○ 道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能 楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能 等
○ 消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能 修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能 等
○ 各業種を支える、ものづくりや技能 技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造） 等

□ 顕彰の名称

「ものづくり一本木選奨」

□ 顕彰の区分及び件数等

- （１） ものづくり一本木選奨「長原賞」 1件（賞金50万円）
道内における工芸美術及びものづくり等の分野において、その向上発展に関し、その功績が特に顕著な個人又は団体等。
- （２） ものづくり一本木選奨「地域貢献賞」 1件（賞金30万円）
道内における工芸美術及びものづくり等の分野において、その向上発展により、地域社会への貢献が顕著な個人又は団体等。
- （３） ものづくり一本木選奨「奨励賞」 2件（賞金10万円）
道内における工芸美術及びものづくり等の分野において、その向上発展に関し、その功績が顕著であり、且つ今後の活動が特に期待される個人又は団体等。

※ 対象者がいない場合には、当該年度の顕彰は行いません。

※ 「長原賞」の受賞は1回限りとします。

□ 推薦の方法

財団ホームページ(https://www.haf.jp/ippongi/fund_recognition.html)から、「推薦書(別記様式)」をダウンロードのうえ、参考資料とともに提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 推薦書(別記様式)
- ・ 参考資料(報道記事、人物評、写真、著書、文献等)

(2) 提出方法

メール又は送付

(3) 提出期限

令和7年12月5日(金) ※当日消印有効

(4) 提出先

公益財団法人北海道文化財団

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル 3F

人づくり一本木基金 顕彰事業 担当 宛

メールアドレス: hattori@haf.jp

□ 選考、決定

財団の理事長が外部有識者による運営委員会に付議し、その意見を受けて決定します。

□ 推薦に当たっての留意事項

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類の内容確認のため、財団担当者から連絡することがあります。
- (3) 受賞者の氏名、略歴等については、財団ホームページにおいて公開しています。
なお、個人情報については、財団情報公開要綱に基づいて適切に取扱います。

□ その他

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

○お問い合わせ

公益財団法人北海道文化財団 人づくり一本木基金 担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル3F

TEL011-272-0501 FAX011-272-0400

<https://haf.jp/ippongi/index.html>

問い合わせフォームメール: <https://haf.jp/ippongi/inquiry.php>